

関西学院大学大学院支給奨学金規程

(目的)

第1条 学校法人関西学院は、関西学院大学大学院生の研究助成を目的として関西学院大学大学院支給奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

(種類)

第2条 奨学金は、ベーツ特別支給奨学金、ベーツ第1種支給奨学金の2種類とする。

(資金)

第3条 奨学金の資金は、学院の経常収入をもってこれにあてる。

(資格)

第4条 奨学金を受ける者の資格は次のとおりとする。

1 関西学院大学大学院（神学研究科博士課程前期課程キリスト教伝道者コース、司法研究科を除く）の各課程の標準修業年限内に在学する正規の学生及び特別学生（社会人・外国大学卒業者・一般）であって、学業成績が特に優秀で学問研究に熱意を有する者。

2 ベーツ第1種支給奨学金は前号に加えて学資の援助を必要とする者であること。

(年額及び交付)

第5条 ベーツ特別支給奨学金の年額は、授業料、実験実習費及び教育充実費の合計額に相当する額とする。ただし、万円未満は切り捨てる。

2 ベーツ第1種支給奨学金の年額は、授業料、実験実習費及び教育充実費の合計額の2分の1に相当する額とする。ただし、万円未満は切り捨てる。

3 奨学金の交付は原則として春学期及び秋学期とする。

4 学費未納の場合は、この奨学金を学費の一部に振替えるものとする。

(期間)

第6条 奨学金を支給する期間はベーツ特別支給奨学金、ベーツ第1種支給奨学金とも1年間とする。

(採用)

第7条 関西学院大学大学院支給奨学生（以下「奨学生」という。）の採用は、ベーツ特別支給奨学金については各研究科委員会（経営戦略研究科教授会を含む）の推薦により、大学院奨学金委員会委員長（以下「委員長」という。）が決定する。なお、この決定は大学院奨学金委員会で報告する。また、ベーツ第1種支給奨学金については応募者の中から各研究科委員会（経営戦略研究科教授会を含む）の推薦により、大学院奨学金委員会で決定する。

(異動)

第8条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届け出なければならない。

1 奨学金を辞退するとき

2 入学を辞退するとき

3 退学するとき

4 休学又は復学するとき

(交付の停止)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学金の交付を停止する。

1 奨学金を辞退したとき

2 入学を辞退したとき

3 退学したとき

4 休学したとき

5 委員会が奨学生として不適当と認めたとき

2 前項第4号に該当する者が復学した場合、奨学金の交付を復活する。

3 第1項第5号に該当する場合、奨学金の返還を求めることがある。

(所管)

第10条 この規程の奨学金に関する事項は、大学院奨学金委員会が所管し、事務は学生生活支援機構事務部において行う。

(細則)

第11条 この規程の施行についての必要な事項は、細則で定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院奨学金委員会及び大学評議会の議を経て、理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、1971年（昭和46年）4月1日から施行する。

略

25 この規程は、2019年（平成31年）4月1日から改正施行する。

関西学院大学大学院支給奨学金規程細則

(募集時期)

第1条 ベーテ第1種支給奨学生の募集は原則として春学期入学生は4月、秋学期入学生は10月に行う。なお、ベーテ特別支給奨学生の募集は行わず各研究科委員会（経営戦略研究科教授会を含む）の推薦によるものとする。

(申請手続)

第2条 関西学院大学大学院支給奨学金の支給を受けようとする者は、所定の書類を各研究科を経て大学院奨学金委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

(選考基準)

第3条 関西学院大学大学院支給奨学生（以下「奨学生」という。）の選考には大学院の学業成績、大学院の入試成績による。ただし、博士課程前期課程第1年度生及び専門職学位課程第1年度生は、大学の学業成績等をもって、大学院の学業成績に代える。なお、ベーテ第1種支給奨学金の選考は本人または家庭の経済状況も参考とする。

(採用通知)

第4条 奨学生の採用通知は、委員長から各研究科を経て本人に通知する。

(事務担当者会議)

第5条 委員長が必要と認める場合、奨学金事務担当者会議を招集することができる。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、大学院奨学金委員会の議を経て大学評議会で決定する。

附 則

1 この細則は、1971年（昭和46年）4月1日から施行する。

略

11 この細則は、2015年（平成27年）4月1日から改正施行する。

関西学院大学法科大学院支給奨学金規程

(目的)

第1条 学校法人関西学院は、法曹三者という高度専門職業人の養成に特化した専門職大学院として設置された関西学院大学大学院司法研究科（以下「法科大学院」という。）に在籍する学生の勉学を支援することを目的として関西学院大学法科大学院支給奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

(種類)

第2条 奨学金は、法科特別支給奨学金、法科第1種支給奨学金、法科第2種支給奨学金、法科第3種支給奨学金、法科入学支給奨学金の5種類とする。

(資金)

第3条 奨学金の資金は、学院の経常収入をもってこれにあてる。

(資格)

第4条 奨学金を受ける者の資格は次のとおりとする。

- 1 法科大学院の標準修業年限内に在学する正規の学生であって、司法の職につくことに熱意を有する者。
- 2 法科特別支給奨学金、法科第1種支給奨学金、法科入学支給奨学金は、第1号に加えて入試成績、学業成績が特に優秀な者であること。
- 3 法科第2種支給奨学金は、第1号に加えて学業成績が特に優秀であり、学資の援助を必要とする者であること。

4 法科第3種支給奨学金は、第1号に加えて法科特別支給奨学金、法科第1種支給奨学金、法科第2種支給奨学金のいずれも支給されていない者であること。

(年額及び交付)

第5条

- 1 法科特別支給奨学金の年額は、学費の合計額に相当する額とする。ただし、万円未満は切り捨てる。
- 2 法科第1種支給奨学金、法科第2種支給奨学金の年額は、授業料及び教育充実費の合計額の2分の1とする。ただし、万円未満は切り捨てる。
- 3 法科第3種支給奨学金の年額は、学費合計額と当年度の国立大学における学費との差額相当額を基準とする。ただし、千円未満は切り捨てる。
- 4 法科入学支給奨学金の支給額は、入学金相当額とする。ただし、千円未満は切り捨てる。
- 5 奨学金の交付は、原則として春学期及び秋学期とする。ただし、法科入学支給奨学金については、春学期一括交付とする。

(期間)

第6条 奨学金を支給する期間は、法科特別支給奨学金、法科第1種支給奨学金は標準修業年限、法科第2種支給奨学金、法科第3種支給奨学金は当該年度限り、法科入学支給奨学金は入学初年度限りとする。

(採用)

第7条 法科大学院支給奨学生（以下「奨学生」という。）の採用は、司法研究科教授会の推薦により、大学院奨学金委員長が決定する。なお、この決定は大学院奨学金委員会で報告する。

2 既に法科第3種支給奨学金に採用されている奨学生を法科第2種支給奨学金に採用する場合、当該奨学生は法科第3種支給奨学金を辞退しなければならない。あわせて、既に支給された法科第3種支給奨学金を返還しなければならない。

(異動)

第8条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届け出なければならない。

- 1 奨学金を辞退するとき
- 2 入学を辞退するとき
- 3 退学するとき
- 4 休学又は復学するとき

(交付の停止)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学金の交付を停止する。

- 1 奨学金を辞退したとき
- 2 入学を辞退したとき
- 3 退学したとき
- 4 休学したとき
- 5 法科特別支給奨学金、法科第1種支給奨学金の奨学生で前年度の学業成績が委員会の定める学力基準を下回ったとき
- 6 委員会が奨学生として不適当と認めたとき
- 2 前項第4号に該当する者が復学した場合、奨学金の交付を復活する。
- 3 第1項第3号、第4号、第6号に該当する場合、奨学金の返還を求めることがある。

(所管)

第10条 この規程の奨学金に関する事項は、大学院奨学金委員会が所管し、事務は学生生活支援機構事務部において行う。

(細則)

第11条 この規程の施行についての必要な事項は、細則で定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院奨学金委員会及び大学評議会の議を経て、理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、2004年（平成16年）1月1日から施行する。

略

10 この規程は、2019年（平成31年）4月1日から改正施行する。

関西学院大学法科大学院支給奨学金規程細則

(選考基準)

第1条 関西学院大学法科大学院支給奨学金（以下、「奨学金」という。）の選考は次のとおりとする。法科特別支給奨学金、法科第1種支給奨学金、法科入学支給奨学金の選考は、入試成績、学業成績による。法科第2種支給奨学金の選考は、学業成績並びに、本人または家庭の経済状況も参考とする。法科第3種支給奨学金は、法科特別支給奨学金、法科第1種支給奨学金及び法科第2種支給奨学金の支給を受けていない者に支給する。なお、関西学院大学法科大学院支給奨学生選考内規を別に定める。

(採用通知)

第2条 奨学生の採用通知は、大学院奨学金委員会委員長（以下「委員長」という。）から法科大学院を経て本人に通知する。

2 法科特別支給奨学生、法科第1種支給奨学生、法科入学支給奨学生の採用通知は、法科大学院入試合格発表とともに行う。

3 法科第2種支給奨学生の採用通知は、初年度生は9月に、初年度生以外は4月に行う。

4 法科第3種支給奨学生の採用通知は4月に行う。

(事務担当者会議)

第3条 委員長が必要と認める場合、奨学金事務担当者会議を招集することができる。

(細則の改廃)

第4条 この細則の改廃は、大学院奨学金委員会の議を経て大学評議会で決定する。

附 則

1 この細則は、2004年（平成16年）1月1日から施行する。

略

5 この細則は、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。

関西学院大学・大学院利子補給奨学金規程

(目的)

第1条 学校法人関西学院は、関西学院大学学生及び大学院生で関西学院大学と提携する金融機関の教育ローン等（以下「ローン」という。）の借入を受けた者を援助することを目的として関西学院大学・大学院利子補給奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

(資金)

第2条 奨学金の資金は学院の経常収入をもってこれにあてる。

(資格)

第3条 奨学金を受ける者の資格は、大学及び大学院に在学する正規の学生であって、学資の援助を必要とする者とする。

(年額及び交付)

第4条 奨学金の年額は在学する課程におけるローンの当年度利子相当額とする。

2 奨学金の交付は一括交付とする。

(期間)

第5条 奨学金を支給する期間は当該年度限りとする。

(申請)

第6条 奨学金の支給を受けようとする者は、所定の書類を学生活動支援機構（以下「機構」という。）事務部を経て学生委員会委員長又は大学院奨学金委員会委員長に提出しなければならない。

(採用)

第7条 関西学院大学・大学院利子補給奨学生（以下「奨学生」という。）の採用は、学生委員会又は大学院奨学金委員会が行う。

(返還)

第8条 学生委員会又は大学院奨学金委員会が奨学生として不適当と認めたとき、奨学金の返還を求めることができる。

(所管)

第9条 この規程の奨学金に関する事項は学生委員会又は大学院奨学金委員会が所管し、事務は機構事務部において行う。

(細則)

第10条 この規程の施行について必要な事項は細則で定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学生委員会、大学院奨学金委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。
略
- 3 この規程は、2015年（平成27年）4月1日から改正施行する。

関西学院大学・大学院利子補給奨学金規程細則

(募集時期)

第1条 関西学院大学・大学院利子補給奨学生（以下「奨学生」という。）の募集は、原則として2月に行う。

(申請手続)

第2条 関西学院大学・大学院利子補給奨学金（以下「奨学金」という。）の支給を受けようとする者は、次の各号の書類を学生活動支援機構事務部を経て学生委員会委員長又は大学院奨学金委員会委員長に提出しなければならない。

- 1 利子補給奨学金申請書
- 2 家庭及び本人の経済状況を証明するもの
- 3 ローン返済明細書
- 4 前各号のほか、学生委員会または大学院奨学金委員会から追加して提出を求められたもの

(選考基準及び方法)

第3条 選考基準は家庭及び本人の経済状況による。ただし、関西学院大学奨学生選考内規を別に定める。

(採用通知)

第4条 奨学生の採用決定は、学生委員会委員長又は大学院奨学金委員会委員長から本人に通知する。

(奨学金の支給)

第5条 奨学金の支給の時期は、原則として3月とする。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、学生委員会及び大学院奨学金委員会の議を経て大学評議会で決定する。

附 則

- 1 この細則は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。
略
- 3 この細則は、2015年（平成27年）4月1日から改正施行する。